

〔日本紀略九條〕正曆四年八月十一日丙寅、今日詔大辟以下赦除、常赦所不免者不赦、又免調庸復半、爲慎三合敗、炮瘡之患也。廿一日丙子、紫宸殿建禮門、朱雀門大祓、依天變并炮瘡也。廿八日癸未、仁王會七八月間、有天台山有兩門徒亂逆、又有炮瘡之患。

〔左經記〕寬仁四年三月廿一日壬申、近會以來、上下之道俗男女年七八已下者多病惱、稱裳瘡云々、或間々有重惱云々、左大弁五男童、今朝死去云々、

〔日本紀略後十三條〕寬仁四年三月、此春人民患炮瘡、四月廿二日癸卯、詔大赦天下、大辟以下罪無輕

重悉以赦除、但犯八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、強竊、二盜、常赦所不免者、不赦、又免調庸、僇役、依炮瘡疾疫事也。○中 今年自春患炮瘡四月殊甚、

〔榮花物語十六のまづ〕はかなくとしもかへりぬ、四年○寬仁世中いまめかし、ことしはもがさとい

ふ物おこりぬべしとて、つくしのかたにはふるきとしより、やみけりなどいふこときこゆれば、はじめやみけるよりのち、このとしごろになりければ、はじめやまぬ人のみおほかりける世なれば、おほやけわたくしいとわりなく、おそろしき事におもひさわぎたり。○中 かくて、このも

がさ京にきなれば、やむ人々おほかり。○中 世の人たゞいまは、このもがさに事もおぼえぬさ

まなり、このもがさは、大貳家隆の御ともにつくしよりきたるとこそはいふめれ、あさましくさ

まざまにいみじうわづらひて、なくなるたぐひもおほかり、いみじうあはれなることおほかり、かゝるほどに、故まきぶきやうみや平○爲のよりさだのさひやうゑのかう、この三月廿よ日にけ

びいしべつたうかけ給つ、されどこの月ごろ心ちれいにもあらずおはしけるを、いかなるにか

と覺しわづらひて、この悦びもいまだ申給はざりけり、あんな○小のにようご子○延うせ給にしの

ち、光○顯のいとをしう心ぼそげにおはしければ、このはるほりかはどのにわたり給へれば、

おとゝもすこし御けしきよくなりて、めやすかりつるに、かくなやみ給へば、いかに〜とおぼ